

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>平成30年6月1日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p>	
<p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p>	<p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。<u>ただし、企業総合特約書の締結者（同特約書において利用部門を特定している場合は当該利用部門に限る。以下5(1)⑥において同じ。）を保険契約者及び被保険者とする当該企業総合特約書の対象貨物（以下「企総対象貨物」という。）に係る2年以上案件の船前危険及び船後危険のうち2年以上案件の非延払部分にあつては、商品係数は1.0とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p>	
<p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは<u>設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の2年以上案件（非延払部分に限る。）</u>に係る保険価額当たりの保険料率</p>	<p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p>	

新	旧	備考
(1)～(2) (略) 3～4 (略)	(1)～(2) (略) 3～4 (略)	
<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = {(aX+b) × (非常付保率÷0.95) + (cX×信用付保率÷0.95) × (1-信用割引係数の総和)} × {(非常付保率-0.95) ÷0.05×d+1} × e× (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては1.0とする。<u>ただし、企業総合特約書の締結者を保険契約者及び被保険者とする企総対象貨物に係る個別保険にあつては、商品係数は1.0とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。<u>ただし、1といずれか大きい方とする。</u>)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5+0.5 \times (1+R)^n$ <p>① Rは、<u>保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) ベースレートの6月平均値とする。</u></p> <p>② nは、<u>保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>6～8 (略)</p>	<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = {(aX+b) × (非常付保率÷0.95) + (cX×信用付保率÷0.95) × (1-信用割引係数の総和)} × {(非常付保率-0.95) ÷0.05×d+1} × e× (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては1.0とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5+0.5 \times (1+R)^n$ <p>(i) Rは、<u>決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。</u></p> <p>(ii) nは、<u>保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>6～8 (略)</p>	
[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下	[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下	

新	旧	備考
<p>[2]において「保証約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個別保険(2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る保険価額(貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るもの)に限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。(以下Ⅲ[3]1(1)において同じ。))当たりの保険料率(OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。))の対象となる保険契約を除く。)</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$ <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあっては<u>1.3</u>、2年以上貸付特約書にあっては1.0とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>① Rは、<u>保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)ベースレートの6月平均値</u>とする。</p> <p>② nは、<u>保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合</u>は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>[2]において「保証約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個別保険(2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る保険価額(貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るもの)に限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。(以下Ⅲ[3]1(1)において同じ。))当たりの保険料率(OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。))の対象となる保険契約を除く。)</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$ <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあっては<u>1.3</u>、2年以上貸付特約書にあっては1.0とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、<u>決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)</u>とする。</p> <p>(ii) nは、<u>保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合</u>は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	

新	旧	備考																																				
[3] ~ [8] (略)	[3] ~ [8] (略)																																					
<p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、投資先国等及び事業地国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 778 913 1018"> <tbody> <tr> <td>案件格付 1</td> <td>案件格付 2</td> <td>案件格付 3</td> <td>案件格付 4</td> <td>案件格付 5</td> </tr> <tr> <td>0.330%</td> <td>0.440%</td> <td>0.550%</td> <td>0.770%</td> <td>0.990%</td> </tr> <tr> <td>案件格付 6</td> <td><u>案件格付 7</u></td> <td><u>案件格付 8</u></td> <td><u>案件格付 9</u></td> <td><u>案件格付 10</u></td> </tr> <tr> <td>2.200%</td> <td><u>3.850%</u></td> <td><u>5.500%</u></td> <td><u>7.150%</u></td> <td><u>8.800%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2~5 (略)</p>	案件格付 1	案件格付 2	案件格付 3	案件格付 4	案件格付 5	0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	案件格付 6	<u>案件格付 7</u>	<u>案件格付 8</u>	<u>案件格付 9</u>	<u>案件格付 10</u>	2.200%	<u>3.850%</u>	<u>5.500%</u>	<u>7.150%</u>	<u>8.800%</u>	<p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、投資先国等及び事業地国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。</p> <table border="1" data-bbox="1003 778 1877 898"> <tbody> <tr> <td>案件 格付1</td> <td>案件 格付2</td> <td>案件 格付3</td> <td>案件 格付4</td> <td>案件 格付5</td> <td>案件 格付6</td> <td><u>案件 格付7</u></td> <td><u>案件 格付8</u></td> </tr> <tr> <td>0.330%</td> <td>0.440%</td> <td>0.550%</td> <td>0.770%</td> <td>0.990%</td> <td>2.200%</td> <td><u>5.500%</u></td> <td><u>8.800%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2~5 (略)</p>	案件 格付1	案件 格付2	案件 格付3	案件 格付4	案件 格付5	案件 格付6	<u>案件 格付7</u>	<u>案件 格付8</u>	0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	<u>5.500%</u>	<u>8.800%</u>	
案件格付 1	案件格付 2	案件格付 3	案件格付 4	案件格付 5																																		
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%																																		
案件格付 6	<u>案件格付 7</u>	<u>案件格付 8</u>	<u>案件格付 9</u>	<u>案件格付 10</u>																																		
2.200%	<u>3.850%</u>	<u>5.500%</u>	<u>7.150%</u>	<u>8.800%</u>																																		
案件 格付1	案件 格付2	案件 格付3	案件 格付4	案件 格付5	案件 格付6	<u>案件 格付7</u>	<u>案件 格付8</u>																															
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	<u>5.500%</u>	<u>8.800%</u>																															
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同</p>																																					

新	旧	備考																																																																																																												
<p>じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。 非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る場合</p> <p>(i) 貸付金約款に基づく保険契約であつて、海外事業資金貸付を行った国の政府(財政当局に限る。)又は中央銀行(以下(1)において「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付(政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。)に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 <u>10</u> までの係数とし、その他の場合は、案件格付 1 の係数とする。</p> <p>(ii) 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 <u>10</u> までの係数とする。</p> <table border="1" data-bbox="123 775 947 1098"> <thead> <tr> <th colspan="2">案件格付 1</th> <th colspan="2">案件格付 2</th> <th colspan="2">案件格付 3</th> <th colspan="2">案件格付 4</th> <th colspan="2">案件格付 5</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020</td><td>0.034</td><td>0.119</td><td>0.204</td><td>0.158</td><td>0.272</td><td>0.198</td><td>0.340</td><td>0.277</td><td>0.476</td> </tr> <tr> <th colspan="2">案件格付 6</th> <th colspan="2">案件格付 <u>7</u></th> <th colspan="2">案件格付 <u>8</u></th> <th colspan="2">案件格付 <u>9</u></th> <th colspan="2">案件格付 <u>10</u></th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th><th><u>a</u></th><th><u>b</u></th><th><u>a</u></th><th><u>b</u></th><th><u>a</u></th><th><u>b</u></th><th><u>a</u></th><th><u>b</u></th> </tr> <tr> <td>0.356</td><td>0.612</td><td><u>0.593</u></td><td><u>1.020</u></td><td><u>0.791</u></td><td><u>1.360</u></td><td><u>1.384</u></td><td><u>2.380</u></td><td><u>1.977</u></td><td><u>3.400</u></td> </tr> </tbody> </table>	案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		案件格付 5		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476	案件格付 6		案件格付 <u>7</u>		案件格付 <u>8</u>		案件格付 <u>9</u>		案件格付 <u>10</u>		a	b	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	0.356	0.612	<u>0.593</u>	<u>1.020</u>	<u>0.791</u>	<u>1.360</u>	<u>1.384</u>	<u>2.380</u>	<u>1.977</u>	<u>3.400</u>	<p>じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。 非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る場合</p> <p>(i) 貸付金約款に基づく保険契約であつて、海外事業資金貸付を行った国の政府(財政当局に限る。)又は中央銀行(以下(1)において「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付(政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。)に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 <u>8</u> までの係数とし、その他の場合は、案件格付 1 の係数とする。</p> <p>(ii) 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 <u>8</u> までの係数とする。</p> <table border="1" data-bbox="1106 775 1769 1098"> <thead> <tr> <th colspan="2">案件格付 1</th> <th colspan="2">案件格付 2</th> <th colspan="2">案件格付 3</th> <th colspan="2">案件格付 4</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020</td><td>0.034</td><td>0.119</td><td>0.204</td><td>0.158</td><td>0.272</td><td>0.198</td><td>0.340</td> </tr> <tr> <th colspan="2">案件格付 5</th> <th colspan="2">案件格付 6</th> <th colspan="2">案件格付 <u>7</u></th> <th colspan="2">案件格付 <u>8</u></th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th><th>a</th><th>b</th><th><u>a</u></th><th><u>b</u></th><th><u>a</u></th><th><u>b</u></th> </tr> <tr> <td>0.277</td><td>0.476</td><td>0.356</td><td>0.612</td><td><u>0.791</u></td><td><u>1.360</u></td><td><u>1.977</u></td><td><u>3.400</u></td> </tr> </tbody> </table>	案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		a	b	a	b	a	b	a	b	0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	案件格付 5		案件格付 6		案件格付 <u>7</u>		案件格付 <u>8</u>		a	b	a	b	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	0.277	0.476	0.356	0.612	<u>0.791</u>	<u>1.360</u>	<u>1.977</u>	<u>3.400</u>	
案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		案件格付 5																																																																																																						
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																					
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476																																																																																																					
案件格付 6		案件格付 <u>7</u>		案件格付 <u>8</u>		案件格付 <u>9</u>		案件格付 <u>10</u>																																																																																																						
a	b	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>																																																																																																					
0.356	0.612	<u>0.593</u>	<u>1.020</u>	<u>0.791</u>	<u>1.360</u>	<u>1.384</u>	<u>2.380</u>	<u>1.977</u>	<u>3.400</u>																																																																																																					
案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4																																																																																																								
a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																							
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340																																																																																																							
案件格付 5		案件格付 6		案件格付 <u>7</u>		案件格付 <u>8</u>																																																																																																								
a	b	a	b	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>																																																																																																							
0.277	0.476	0.356	0.612	<u>0.791</u>	<u>1.360</u>	<u>1.977</u>	<u>3.400</u>																																																																																																							
<p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014)に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 <u>10</u> までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつ</p>	<p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014)に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 <u>8</u> までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつ</p>																																																																																																													

新											旧											備考
ては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。											ては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。											
非常事由に係る場合											信用事由に係る場合											
a					b						非常事由に係る場合		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付			
0.099					0.170						a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
信用事由に係る場合																						
案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付				
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10				
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b			
0.020	0.034	0.059	0.102	0.119	0.204	0.198	0.340	0.277	0.476													
案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付		案件格付				
6		7		8		9		10		11		12		13		14		15				
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b			
0.356	0.612	0.593	1.020	0.791	1.360	1.384	2.380	1.977	3.400													
(3)～(5) (略)											(3)～(5) (略)											
<p>(6) 上記の規定にかかわらず、劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（以下 [10] において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たり次のとおりとし、年払い方式とする。</p> <p>注1～注2 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国等及び事業を行った国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に</p>											<p>(6) 上記の規定にかかわらず、劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（以下 [10] において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たり次のとおりとし、年払い方式とする。</p> <p>注1～注2 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国等及び事業を行った国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に</p>											

新	旧	備考																																				
<p>係る基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 228 911 469"> <tr> <td>案件格付 1</td> <td>案件格付 2</td> <td>案件格付 3</td> <td>案件格付 4</td> <td>案件格付 5</td> </tr> <tr> <td>0.330%</td> <td>0.440%</td> <td>0.550%</td> <td>0.770%</td> <td>0.990%</td> </tr> <tr> <td>案件格付 6</td> <td><u>案件格付 7</u></td> <td><u>案件格付 8</u></td> <td><u>案件格付 9</u></td> <td><u>案件格付 10</u></td> </tr> <tr> <td>2.200%</td> <td><u>3.850%</u></td> <td><u>5.500%</u></td> <td><u>7.150%</u></td> <td><u>8.800%</u></td> </tr> </table> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	案件格付 1	案件格付 2	案件格付 3	案件格付 4	案件格付 5	0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	案件格付 6	<u>案件格付 7</u>	<u>案件格付 8</u>	<u>案件格付 9</u>	<u>案件格付 10</u>	2.200%	<u>3.850%</u>	<u>5.500%</u>	<u>7.150%</u>	<u>8.800%</u>	<p>係る基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。</p> <table border="1" data-bbox="1001 228 1877 347"> <tr> <td>案件 格付1</td> <td>案件 格付2</td> <td>案件 格付3</td> <td>案件 格付4</td> <td>案件 格付5</td> <td>案件 格付6</td> <td><u>案件 格付7</u></td> <td><u>案件 格付8</u></td> </tr> <tr> <td>0.330%</td> <td>0.440%</td> <td>0.550%</td> <td>0.770%</td> <td>0.990%</td> <td>2.200%</td> <td><u>5.500%</u></td> <td><u>8.800%</u></td> </tr> </table> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	案件 格付1	案件 格付2	案件 格付3	案件 格付4	案件 格付5	案件 格付6	<u>案件 格付7</u>	<u>案件 格付8</u>	0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	<u>5.500%</u>	<u>8.800%</u>	
案件格付 1	案件格付 2	案件格付 3	案件格付 4	案件格付 5																																		
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%																																		
案件格付 6	<u>案件格付 7</u>	<u>案件格付 8</u>	<u>案件格付 9</u>	<u>案件格付 10</u>																																		
2.200%	<u>3.850%</u>	<u>5.500%</u>	<u>7.150%</u>	<u>8.800%</u>																																		
案件 格付1	案件 格付2	案件 格付3	案件 格付4	案件 格付5	案件 格付6	<u>案件 格付7</u>	<u>案件 格付8</u>																															
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	<u>5.500%</u>	<u>8.800%</u>																															
<p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(2)が適用される場合にあっては、(2)において計算された率)に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海外事業資金貸付保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00054)第11条第2項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>① Rは、<u>保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)ベースレートの6月平均値</u>とする。</p> <p>② nは、<u>保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>3の2 海外事業資金貸付保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00054)第11条第2項及び第5項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の各保険料納付期限に納付する分割納付</u></p>	<p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(2)が適用される場合にあっては、(2)において計算された率)に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海外事業資金貸付保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00054)第11条第2項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、<u>決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)</u>とする。</p> <p>(ii) nは、<u>保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>(4) (略)</p>																																					

新	旧	備考
<p>に係る割増後の保険料の額は、次の式により算出する。</p> <p><u>各保険料納付期限の割増後保険料＝保険料元本×分割納付割合×分割納付に係る割増係数</u></p> <p>(1) <u>保険料元本とは、上記1及び3により算出された保険料をいう。</u></p> <p>(2) <u>分割納付割合とは、保険料元本に対して各保険料納付期限において納付する元本の額の割合（小数点以下第4位を切り捨て、最終納付回については、当該最終納付回以前の納付回までの分割納付割合の累計を100から減じたものとする。）をいう。</u></p> <p>(3) <u>分割納付に係る割増係数とは、各保険料納付期限ごとに定められ、次の式により算出した数値（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。）とする。ただし、保険契約締結時に納付される保険料にあつては1とする。</u></p> <p><u>分割納付に係る割増係数＝$(1+R)^{n-1} \times (1+R \times Rdn / Tdn)$</u></p> <p>① <u>Rは、保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）ベースレートの6月平均値とする。</u></p> <p>② <u>nは、保険契約締結日から当該保険料納付期限までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>③ <u>Rdnは、保険契約締結日の（n－1）年後の応答日から起算して当該保険料納付期限までの日数をいう。保険契約締結日から当該保険料納付期限までの期間が1年以内の場合は保険契約締結日から起算して当該保険料納付期限までの日数をいう。</u></p> <p>④ <u>Tdnは、保険契約締結日の（n－1）年後の応答日から起算して、当該保険契約締結日のn年後の応答日の前日までの日数をいう。保険契約締結日から当該保険料納付期限までの期間が1年以内の場合は保険契約締結日から起算して、当該保険契約締結日の1年後の応答日の前日までの日数をいう。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	
<p>Ⅲ (略)</p>	<p>Ⅲ (略)</p>	

新	旧	備考
<p>附 則</p> <p><u>1. この改正は、平成30年7月2日から実施する（ただし、2.、3. 及び4. を除く）。</u></p> <p><u>2. II [9] 1 (2)、[10] 1 (1)、[10] 1 (2)及び [10] 1 (6)は、平成30年10月1日から実施する。</u></p> <p><u>3. [10] 3 (3)は、平成32年4月1日に廃止する。</u></p> <p><u>4. [10] 3の2は、平成32年4月1日から実施する。</u></p>		
別表第1～別表第6 (略)	別表第1～別表第6 (略)	